◀「マイバラ・クライシス」ご意見募集中!
2月28日(日)まで回答いただけます

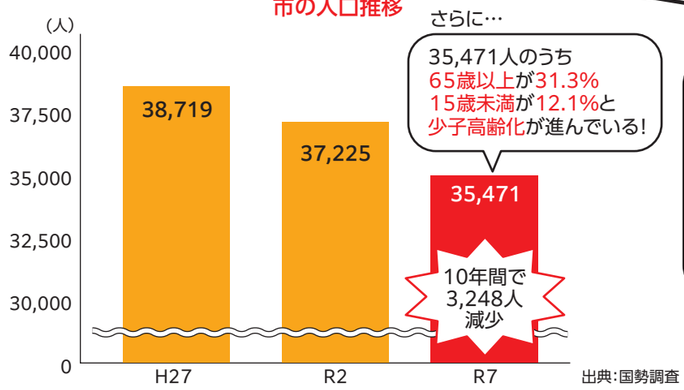
第3回　どうなる!? 米原市のお金のミライ



さて、前ページでは市の令和7年度の決算をご覧頂きました。
令和7年度決算では市の貯金(基金)が約186億円と前年度から増加しており、一見すると市の財政は安定しているように思えるかもしれません。
ですが…実は…



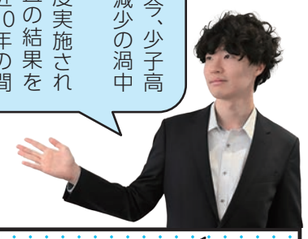
市の人口推移

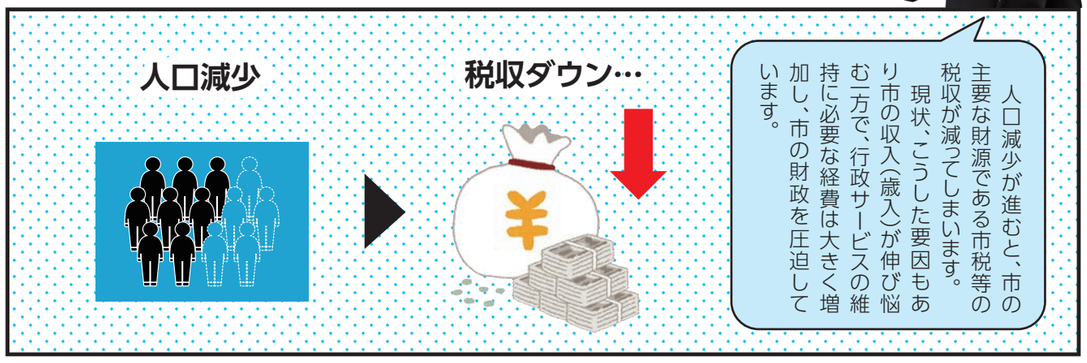


出典:国勢調査

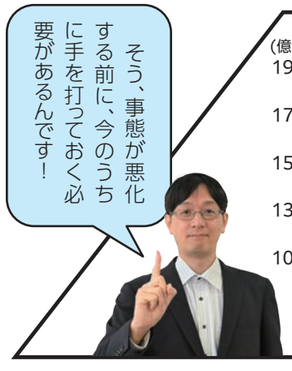
さらに…
35,471人のうち
65歳以上が31.3%
15歳未満が12.1%と
少子高齢化が進んでいる!

米原市は今、少子高齢化、人口減少の渦中にあります。
5年に一度実施される国勢調査の結果を見ても、直近10年の間で人口減少が進んでいることが分かります。

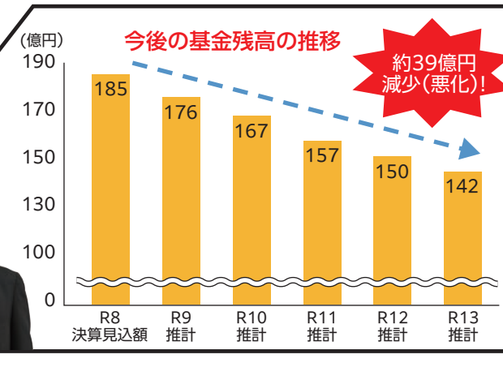




人口減少が進むと、市の主要な財源である市税等の税収が減ってしまいます。
現状、こうした要因もあり市の収入(歳入)が伸び悩む一方で、行政サービスの維持に必要な経費は大きく増加し、市の財政を圧迫しています。



そう、事態が悪化する前に、今のうちに手を打っておく必要があるんです!



市はこうした財源不足を補うため、基金の取り崩しを行っています。
現在の基金残高を見ると財政上の健全性は担保されていますが、このままのペースで取り崩しを続けると、将来の財政悪化に繋がりかねないため、予算規模の適正化は避けて通れない課題となっています。

令和9年度予算編成方針を定めました

令和9年度予算編成方針
3つの基本理念

①未来に必要なものは守り、伸ばします

②新しい方法・担い手を創ります

③重複・非効率なものは見直します

◀詳しくはこちら
(市公式ウェブサイト)

市では、こうした考え方を踏まえて、次の3つの理念を掲げ、令和9年度の予算編成を行い、将来にわたる財政の健全化・安定化を図ります!



人件費や扶助費を中心とした義務的経費の増加、物価高騰等による事業費の増加、医療給付費等の増加、さらには公共施設の老朽化に伴う大規模改修、公共施設等総合管理計画に基づく施設の最適化など、従来にも増して行政資源配分の最適化、事務の効率化・合理化、財源の積極的な確保などに取り組む必要があります。
人口や地域の様々な基盤が変化しても、地域の暮らしの機能や質を凝縮させつつその価値を高め、豊かに安心して暮らしていける充実した社会や地域を創ろうとする「縮充」の考え方を踏まえ、あらゆる施策・事業を持続可能な形に創り変え、加速していく必要があります。

令和9年4月1日から、公共施設の使用料・手数料を改定します

公共施設の使用料および手数料について、受益者負担の適正化を図るため、公の施設に係る使用料等の見直し方針に基づき、改定を行います。利用者の皆さんにはご負担をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

公共施設の使用料の算定方法

使用料の算定は、原価算定方式により算出し、施設の維持管理や運営上必要な経費に受益者負担割合を乗じて算出します。また、原価の算定方法は、施設の使用方法に合わせて算定を行います。

【算定式】 使用料＝原価※1×受益者負担割合※2

・原価(貸出施設)＝(貸出に係る人件費および物件費)÷総貸出面積÷年間利用可能時間×貸出面積
・原価(入場施設)＝(人件費および物件費)÷年間施設利用者数

※1　原価はランニングコストを対象とします。なお、施設整備費や大規模修繕費等は、公共施設が住民の福祉の増進を目的として設置された市全体の財産であるため、公費で負担する費用として原価に含めません。
※2　受益者負担割合は、施設ごとに行政が関与する度合いを、公共性(主に行政が提供すべきものか)と必需性(そのサービスが日常生活で必ず必要か)の2つの観点を踏まえ、0～100%の割合で設定します。

手数料の算定方法

手数料の算定は、原価算定方式により算出し、1分当たりの人件費に処理時間を乗じたものと、物件費を年間処理件数で除したものを足し、1件当たりの費用を算出します。受益者負担割合は、その役務の提供が受益者個人の必要によるものであるため、負担割合を100%としています。

【算定式】
手数料＝{(1分当たりの人件費×処理時間(分))＋(物件費÷年間処理件数)}×受益者負担割合

手数料改定のポイント

多機能端末機等(コンビニ交付等)の手数料は、マイナンバーカードの普及促進を図るため、窓口交付より低く設定していましたが、マイナンバーカードの普及や利用定着に伴い一定の効果が得られたことから、受益者負担の適正化を図るため減額措置を終了し、窓口交付と同額に改定します。

改定後の料金表など、詳しくは10ページをご覧ください。

令和9年4月1日から、公共施設の使用料・手数料を改定します

使用料・手数料の主な改定内容

誌面の都合上、全ての改定内容を掲載できないため、主な改定内容のみ掲載します。全ての改定内容や公の施設に係る使用料等の見直し方針等の詳細は、右記二次元コードから市公式ウェブサイトをご覧ください。

●使用料(貸出施設)

貸出施設名	区分	現行(/時)	改定後(/時)	担当課	問合せ先
本庁舎　市民交流エリア	会議室3A・3B・3C	200円	300円	総務課	☎53-5200
人権総合センター　S・Cプラザ	大会議室	500円	600円	協働人権課	☎53-5167
米原地域福祉センターゆめホール	日常生活指導室	100円	200円	社会福祉課	☎53-5121
教育のもり	管理棟	100円	200円	教育総務課	☎53-5151
米原市民交流プラザ	ベルホール310	2,000円	2,100円	生涯学習課	☎53-5156
山東学びあいステーション	フィットネスルーム	200円	300円		☎53-5154
伊吹薬草の里文化センター	ジョイホール	2,000円	2,100円		
近江はにわ館	第2展示室	250円	300円		☎52-5246
伊吹第2グラウンド	グラウンド	500円	600円	スポーツ推進課	☎53-5155
山東グラウンド	グラウンド	500円	600円		
近江グラウンド	グラウンド	500円	600円		
米原野球場	野球場	500円	600円		
番場多目的広場	グラウンド	700円	900円		
すぱーく米原	コート	600円	900円		
伊吹テニスコート	コート	400円	500円		
米原市民体育館	アリーナ	200円	300円		
双葉総合体育館	小アリーナ	100円	200円		
息郷体育館	アリーナ	200円	300円		
山東B＆G海洋センター	体育館	200円	300円		

※上記の表以外にも、冷暖房費や照明料の改定も行っています。

●使用料(入場施設)

入場施設名	区分	現行(/回)	改定後(/回)	担当課	問合せ先
伊吹薬草の里文化センター	薬草風呂入浴料(12歳以上)	600円	800円	生涯学習課	☎53-5154
山東B＆G海洋センター	プール(15歳以上)	300円	500円	スポーツ推進課	☎53-5155
伊吹B＆G海洋センター	プール(15歳以上)	300円	500円		

●手数料

手数料名称	現行	改定後	担当課	問合せ先
戸籍証明書(全部(個人)事項証明書)(多機能端末機等)	350円	450円	市民課	☎53-5113
住民票の写し(多機能端末機等)	150円	300円		
戸籍の附票の写し(多機能端末機等)	150円	300円		
印鑑登録証明書(多機能端末機等)	150円	300円		
印鑑登録証の交付または再交付	200円	300円		
課税に関する証明(多機能端末機等)	150円	300円	税務課	☎53-5115
固定資産課税台帳の閲覧	200円	300円		
固定資産課税台帳に記載されている事項の証明	200円	300円		
税に関するその他の証明	200円	300円		
認可地縁団体印鑑登録証明書の交付	無料	300円	地域振興課	☎53-5171
認可地縁団体証明書の交付	無料	300円		
改葬許可証の交付	無料	300円	産業政策課	☎53-5112